

社保通信をお届けします。 P1..... ベースアップ評価料 施設基準の届出直しについて

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

## ベースアップ評価料 施設基準の届出直しについて

### ベースアップ評価料(Ⅰ)

・令和6年6月から令和7年2月(令和7年3月1日から3日を含む)までにベースアップ評価料の届出を行って(令和6年度中に算定をして)いる場合、令和7年4月からもベースアップ評価料の算定を継続する場合は6月30日までに再度令和7年度の賃金改善計画書の届出が必要となります。  
(年度ごとの届出が必要となります。)

届出忘れのないようにお願い致します。

届出に関する届出書や添付書類 記載例などの資料や動画等は県歯ホームページにアップロードしております。

県歯ホームページ「[会員ログイン](#)」 → 各部からのお知らせ → 社会保険部の「[お知らせ](#)」  
↓  
「令和7年度分「賃金改善計画書」の作成・提出に関する資料  
(ベースアップ評価料届出後に行っていただきたいこと)」

ダウンロード等、ご活用下さい

※ 会員ログインの「ユーザー名」「パスワード」がご不明な時は県歯事務局にお問合せください

また、日本歯科医師会ホームページのメンバーズルームには、  
「[歯科外来・在宅ベースアップ評価料\(Ⅰ\)届出後の流れ](#)」の説明動画が  
アップされています。  
記載に関して詳しく説明されていますので、是非ご視聴ください。

### ベースアップ評価料(Ⅱ)

・県歯ホームページに下記伝達事項をアップロードしております。ご確認ください。

- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)計画書の届出手引き  
(日本歯科医師会)